

栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案

栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十二条 略</p> <p><u>（児童ポルノ等の提供の求めの禁止）</u></p> <p><u>第四十二条の二</u> 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 <u>第四十二条の二の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>イ <u>青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u></p> <p>ロ <u>青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</u></p> <p>6～8 略</p>	<p>第四十二条 略</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>6～8 略</p>

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。